

発寒清掃工場消防設備等点検業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和8年8月7日

札幌市長 秋 元 克 広

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部総務課庶務係 電話 (011) 211-2906

メールアドレス kankyo-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

発寒清掃工場消防設備等点検業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に該当する者であること。

(3) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が「市内」に登録されていること。

(4) 札幌市へ「消防設備業届出書」を提出していること。

(5) 仕様書に記載のある消防設備の点検に必要な資格を有する者が在籍し、当該業務に配置できること。

(6) 防火対象物の消防設備点検を履行した実績（令和6年4月1日以降に業務を完了したものに限る。）を有すること（再委託として履行した場合を除く。）。

(7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。

- (2) 入札説明書について
環境局ホームページにて公開する。また希望するものには、上記 1 の場
所にて交付する。
- (3) 現地説明会
希望者に対しては、現地にて説明を行うので、令和 8 年 8 月 19 日（水）
16 時 00 分までに上記 1 に申し込むこと。詳細は入札説明書による。
- (4) 入札書受領期限
令和 8 年 8 月 25 日（火）17 時 15 分（送付の場合は必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
令和 8 年 8 月 26 日（水）11 時 25 分
札幌市役所本庁舎 12 階 環境局会議室
- (6) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10
に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契
約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5
日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付
しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落
札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に
基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のい
ずれかに該当する場合は、免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望するものは、封印
した入札書を受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に
関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一
に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
 - ア 落札者の決定
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範
囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、
落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果入札参加資格を有する
者と確認ができた場合に、当該落札候補者を落札者とする。
 - イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者で
あるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日
（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及
び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加
資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。
 - ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い
上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であ
ることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合におい
て、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を、新
たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定する
まで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。